

福井県監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項および第4項の規定に基づき実施した監査の結果に関する報告を同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和4年3月8日

福井県監査委員	笹岡 一彦
同	西畑 知佐代
同	江川 権一
同	伊藤 和弘

地方自治法第199条の規定による監査の結果および意見

第1 監査の概要

県の機関における財務に関する事務の執行について、福井県監査委員監査基準（令和2年福井県監査委員告示第5号）に準拠し定期監査を実施した。

1 公表の対象機関

公表の対象は、令和3年9月から令和4年2月までの間に定期監査を実施したもののうち、普通会計に係る114機関（出先機関）である。

2 監査の着眼点および重点

監査は、財務に関する事務の執行および経営に係る事業の管理について、適正かつ効率的に執行されているかを主な着眼点とし、次の事項に重点を置いて実施した。

- (1) 現金等の取扱いについて
- (2) 内部統制制度の整備および運用状況について
- (3) 重要物品の管理および活用状況について

3 監査の実施方法

対象機関114のうち、66機関については実地監査を、48機関については書面監査を実施した。

	対象機関	出先機関	実地監査	
			実地監査	書面監査
普通会計	知事部局	53	31	22
	教育委員会	50	30	20
	公安委員会	11	5	6
	計	114	66	48

(1) 実地監査について

対象機関から資料の提出を求め、事務局職員が調査した結果に基づき、監査委員が対象機関の関係者から説明を求めて実施した。

(2) 書面監査について

対象機関から資料の提出を求め、事務局職員が調査した結果に基づき、監査委員が書面により実施した。

なお、書面監査の実施年月日は、監査委員が書面により実施した日とした。

第2 監査の結果

1 概要

監査を実施した結果、是正または改善を要する事項は286件であった。なお、勧告に該当する事項はなかった。

区分	指摘事項	指導事項	計
予算関係	0件	0件	0件
収入関係	7	49	56
支出関係	5	62	67
契約関係	3	40	43
工事関係	1	7	8
財産管理関係	21	60	81
その他	2	29	31
合計	39	247	286

(注) 内部統制制度の運用に係るものを除く

※監査結果の処理区分については、次のとおりである。

《勧告》

次に該当するもので監査委員が特に必要と認めるもの

- ・ 違法または不当な事項で誤りの程度が重大なものまたは経済性に欠けるもの
- ・ 故意または過失が原因となっているもの

《指摘事項》

- ・ 違法または不当な事項で誤りの程度が重大なものまたは経済性に欠けるもの
- ・ 故意または過失が原因となっているもの

《指導事項》

- ・ 指摘事項にまでは至らないが適正を欠くもの

2 部局別の実施状況

(1) 総務部

ア 対象機関および実施年月日

対象機関	実施年月日
福井県税事務所	3. 12. 14

イ 結果

(ア) 指摘事項はなかった。

(イ) 指導事項として、一部に改善を要する事項が見受けられたので、改善を求めた。

(2) 地域戦略部

ア 対象機関および実施年月日

対象機関	実施年月日	対象機関	実施年月日
嶺南振興局 (若狭)	3. 10. 26	大阪事務所	4. 2. 25
嶺南振興局 (二州)	3. 10. 25	生活学習館	4. 1. 25
東京事務所	3. 12. 22		

イ 結果

(ア) 指摘事項はなかった。

(イ) 指導事項として、一部に改善を要する事項が見受けられたので、改善を求めた。

(3) 交流文化部

ア 対象機関および実施年月日

対象機関	実施年月日	対象機関	実施年月日
恐竜博物館	4. 2. 25	一乗谷朝倉氏遺跡資料館	4. 2. 25
歴史博物館	4. 2. 25	福井運動公園事務所	4. 1. 11
美術館	4. 2. 25	武道館	4. 2. 25
若狭歴史博物館	3. 11. 9		

イ 結果

(ア) 指摘事項として、次の事項が見受けられたので、適切な措置を講じることを求めた。

- a 収入関係
- ・ 昨年度に引き続き、行政財産使用料について、納付期限は納入通知日から20日以内とすべきところ、20日を超えているものがあつた。
(歴史博物館)
- b 財産管理関係
- ・ 公用車を損傷し、修繕費の支払が発生していた。
(修繕費 133,324円) (恐竜博物館)
 - ・ 昨年度に引き続き、新たに取得した備品について、備品台帳に登録していないものがあつた。
(美術館)
 - ・ 公用車の事故(人身1件)により、損害賠償金の支払が発生していた。
(損害賠償額 1,609,104円) (若狭歴史博物館)
 - ・ 水飲み場を損傷し、修繕費の支払が発生していた。
(修繕費 770,000円) (福井運動公園事務所)
- (イ) 指導事項として、一部に改善を要する事項が見受けられたので、改善を求めた。

(4) 安全環境部

ア 対象機関および実施年月日

対象機関	実施年月日	対象機関	実施年月日
消防学校	4. 2. 25	海浜自然センター	4. 2. 25
原子力環境監視センター	3. 11. 1	年縞博物館	4. 2. 25
自然保護センター	4. 2. 25		

イ 結果

- (ア) 指摘事項として、次の事項が見受けられたので、適切な措置を講じることを求めた。
- a 財産管理関係
- ・ 公用車の事故(物損1件)により、損害賠償金の支払が発生していた。
(損害賠償額 125,994円) (消防学校)
- (イ) 指導事項として、一部に改善を要する事項が見受けられたので、改善を求めた。

(5) 健康福祉部

ア 対象機関および実施年月日

対象機関	実施年月日	対象機関	実施年月日
福井健康福祉センター	3. 10. 11	総合福祉相談所	4. 2. 25
坂井健康福祉センター	3. 10. 22	こども療育センター	3. 9. 3
奥越健康福祉センター	3. 9. 1	嶺南振興局 敦賀児童相談所	4. 2. 25
丹南健康福祉センター	4. 2. 25	和敬学園	3. 10. 8
嶺南振興局 二州健康福祉センター	3. 11. 1	看護専門学校	3. 9. 3
嶺南振興局 若狭健康福祉センター	4. 2. 25	衛生環境研究センター	4. 2. 25

イ 結果

(ア) 指摘事項として、次の事項が見受けられたので、適切な措置を講じることを求めた。

a 支出関係

- ・ 戻入処理すべき当年度支出に係る扶助費について、歳入調定し雑入で受け入れているものがあった。

(丹南健康福祉センター、嶺南振興局二州健康福祉センター)

b 財産管理関係

- ・ 公用車の事故（物損1件）により、公用車を廃車していた。また、損害賠償金および車両運搬費の支払が発生していた。

(損害賠償額 22,000円、運搬費 68,420円)

(奥越健康福祉センター)

- ・ 公用車の事故（物損2件）により、損害賠償金および修繕費の支払が発生していた。

(損害賠償額 77,011円、修繕費 378,566円)

(嶺南振興局二州健康福祉センター)

- ・ 公用車の事故（物損3件）により、損害賠償金および修繕費の支払が発生していた。

(損害賠償額 175,000円、修繕費 99,957円、

99,649円、99,539円)

(総合福祉相談所)

(イ) 指導事項として、一部に改善を要する事項が見受けられたので、改善を求めた。

(6) 産業労働部

ア 対象機関および実施年月日

対象機関	実施年月日	対象機関	実施年月日
工業技術センター	4. 2.25	敦賀産業技術専門学院	4. 2.25
福井産業技術専門学院	4. 1.19		

イ 結果

(ア) 指摘事項はなかった。

(イ) 指導事項として、一部に改善を要する事項が見受けられたので、改善を求めた。

(7) 農林水産部

ア 対象機関および実施年月日

対象機関	実施年月日	対象機関	実施年月日
福井農林総合事務所	3. 11. 16	畜産試験場	3. 11. 15
坂井農林総合事務所	3. 10. 28	家畜保健衛生所	4. 2. 25
奥越農林総合事務所	3. 10. 12	水産試験場	4. 2. 25
丹南農林総合事務所	3. 11. 8	越前漁港事務所	3. 9. 7
農業試験場	3. 10. 5	総合グリーンセンター	3. 11. 11

イ 結果

(ア) 指摘事項として、次の事項が見受けられたので、適切な措置を講じることを求めた。

a 支出関係

- ・ 手数料について、事前に資金前渡すべきところ職員が立替払しているものがあった。

(畜産試験場)

- b 契約関係
 - ・ 契約金額が50万円以上の委託契約において、請書を徴していないものがあった。(丹南農林総合事務所)
- c 財産管理関係
 - ・ 公用車の事故(物損1件)により、修繕費の支払が発生していた。(修繕費 744,326円) (奥越農林総合事務所)
 - ・ 公用車の事故(物損2件)により、損害賠償金および修繕費の支払が発生していた。(損害賠償額 232,584円、50,332円 修繕費 98,329円、85,076円) (水産試験場)
 - ・ 公用車を損傷し、修繕費の支払が発生していた。(修繕費 127,457円、50,006円) (総合グリーンセンター)

(イ) 指導事項として、一部に改善を要する事項が見受けられたので、改善を求めた。

(8) 土木部

ア 対象機関および実施年月日

対象機関	実施年月日	対象機関	実施年月日
福井土木事務所	3.11.26	嶺南振興局 小浜土木事務所	3.11.24
三国土木事務所	3.11.5	吉野瀬川ダム 建設事務所	4.2.25
奥越土木事務所	3.10.4	福井港湾事務所	4.2.25
丹南土木事務所	3.10.18	嶺南振興局 敦賀港湾事務所	3.10.7
嶺南振興局 敦賀土木事務所	3.10.19	福井空港事務所	4.2.25

イ 結果

(ア) 指摘事項として、次の事項が見受けられたので、適切な措置を講じることを求めた。

- a 収入関係
 - ・ 令和元年度歳入として受け入れるべき道路占用料について、令和2年度歳入として受け入れているものがあった。(福井土木事務所)
 - ・ 令和元年度歳入として受け入れるべき電気料個人負担金について、令和2年度歳入として受け入れているものがあった。(奥越土木事務所)
 - ・ 土地使用料の調定が著しく遅れているものがあった。(福井空港事務所)
- b 支出関係
 - ・ 通信運搬費について、旧年度に存する期間の利用料金を新年度で支出していた。(奥越土木事務所)
- c 工事関係
 - ・ 工事請負契約において、債務負担行為に係る支払年度区分の変更があったにもかかわらず、変更契約を締結していないものがあった。(丹南土木事務所)
- d 財産管理関係
 - ・ 公用車を損傷し、修繕費の支払が発生していた。(修繕費 364,848円) (丹南土木事務所)

- ・ 公用車の事故（物損1件）により、損害賠償金の支払が発生していた。
（損害賠償額 76,671円） （嶺南振興局敦賀土木事務所）
 - ・ 公用車を損傷し、修繕費の支払が発生していた。
（修繕費 416,728円） （嶺南振興局小浜土木事務所）
 - ・ 公用車を損傷し、修繕費の支払が発生していた。
（修繕費 166,430円） （嶺南振興局敦賀港湾事務所）
 - e その他
 - ・ 昨年度に引き続き、出納員等による毎月の再照合を適正に行っていないものがあった。 （奥越土木事務所）
- (イ) 指導事項として、一部に改善を要する事項が見受けられたので、改善を求めた。

(9) 教育委員会

ア 対象機関および実施年月日

対象機関	実施年月日	対象機関	実施年月日
嶺南教育事務所	3.12.10	美方高等学校	3.10.1
生涯学習センター	4.1.25	若狭高等学校	4.2.25
教育総合研究所	3.9.8	福井農林高等学校	3.10.5
特別支援教育センター	3.9.3	科学技術高等学校	4.1.11
図書館	4.2.25	武生工業高等学校	3.12.1
こども歴史文化館	4.2.25	敦賀工業高等学校	4.2.25
奥越高原青少年自然の家	3.9.1	福井商業高等学校	4.2.25
芦原青年の家	4.2.25	武生商業高等学校	3.12.1
鯖江青年の家	4.2.25	坂井高等学校	3.10.22
三方青年の家	3.10.1	奥越明成高等学校	3.9.1
藤島高等学校	3.12.14	武生商工高等学校	3.12.1
高志高等学校	3.10.11	若狭東高等学校	3.12.10
羽水高等学校	4.2.25	道守高等学校	4.1.11
足羽高等学校	4.2.25	盲学校	4.1.19
三国高等学校	3.11.15	ろう学校	4.2.25
金津高等学校	3.12.16	福井特別支援学校	4.2.25
丸岡高等学校	4.2.25	福井南特別支援学校	4.2.25
大野高等学校	3.10.21	福井東特別支援学校	3.9.3
勝山高等学校	3.10.21	清水特別支援学校	4.2.25
鯖江高等学校	4.2.25	嶺北特別支援学校	4.2.25
丹南高等学校	4.2.25	奥越特別支援学校	3.10.21
丹生高等学校	3.10.8	南越特別支援学校	3.12.1
武生高等学校	4.2.25	嶺南東特別支援学校	3.10.1
武生東高等学校	4.2.25	嶺南西特別支援学校	3.12.10
敦賀高等学校	4.2.25	高志中学校	3.10.11

イ 結果

- (ア) 指摘事項として、次の事項が見受けられたので、適切な措置を講じることを求めた。

- a 収入関係
 - ・ 5年連続して、領収した現金について、指定金融機関への払込みが遅れているものがあった。(三方青年の家)
 - ・ 昨年度に引き続き、電気料個人負担金の算定を誤り、87円の過大徴収となっていた。(高志高等学校)
 - ・ 昨年度に引き続き、就学支援金対象者の授業料を誤って徴収し還付したため、還付加算金が発生していた。(丸岡高等学校)
 - b 契約関係
 - ・ 契約金額が50万円以上の売買契約において、請書を徴していないものがあった。(三方青年の家、丹南高等学校)
 - c 財産管理関係
 - ・ 昨年度に引き続き、郵便切手類について、郵便切手類出納簿への登記を適正に行っていないものがあった。(奥越高原青少年自然の家)
 - d その他
 - ・ 3年連続して、出納員等による毎月の再照合を適正に行っていないものがあった。(三方青年の家)
- (イ) 指導事項として、一部に改善を要する事項が見受けられたので、改善を求めた。

(10) 公安委員会

ア 対象機関および実施年月日

対象機関	実施年月日	対象機関	実施年月日
福井警察署	4. 2. 2	坂井西警察署	3. 9. 8
福井南警察署	4. 2. 25	鯖江警察署	4. 2. 25
大野警察署	4. 2. 25	越前警察署	4. 2. 25
勝山警察署	4. 2. 25	敦賀警察署	4. 2. 25
あわら警察署	3. 12. 16	小浜警察署	3. 11. 9
坂井警察署	3. 11. 11		

イ 結果

- (ア) 指摘事項として、次の事項が見受けられたので、適切な措置を講じることを求めた。
- a 支出関係
 - ・ 委託料の支払金額を誤り、後日返納しているものがあった。(大野警察署)
 - b 財産管理関係
 - ・ 公用車の事故(物損2件)により、損害賠償金および修繕費の支払が発生していた。
(損害賠償額 36,300円 修繕費 99,943円、68,596円) (福井警察署)
 - ・ 公用車の事故(物損4件)により、損害賠償金および修繕費の支払が発生していた。
(損害賠償額 207,669円、52,800円 修繕費 119,658円、88,726円、59,642円) (福井南警察署)
 - ・ 公用車の事故(物損1件)等により、損害賠償金および修繕費の支払が発生していた。
(損害賠償額 46,075円 修繕費 99,440円、75,174円、64,427円) (大野警察署)

- ・ 公用車の事故（物損1件）により、修繕費および車両運搬費の支払が発生していた。
（修繕費 99,880円 運搬費 16,000円）（鯖江警察署）
 - ・ 公用車の事故（人身1件、物損2件）により、損害賠償金および修繕費の支払が発生していた。
（損害賠償額 714,703円 修繕費 187,924円、
187,744円、89,741円）（越前警察署）
- （イ）指導事項として、一部に改善を要する事項が見受けられたので、改善を求めた。

3 指導事項

主なものは、次のとおりである。

（1）収入関係

- ア 電気料個人負担金の算定を誤り、過少または過大徴収となっているものがあった。
- イ 誤って徴収し還付したものや県証紙の抹消を誤り過誤納金として還付したものがあり、還付加算金が発生していた。

（2）支出関係

- ア 公共料金等の支払において、指定金融機関特例払依頼書の指定金融機関への送付が遅れたため、支払期限を超えて支払っていた。
- イ 公共料金等の支払において、公共資金前渡職員口座（公共料金引落専用口座）への支払手続を失念したため、口座引落不能となっているものがあった。
- ウ 債権者を誤って支出したものや金額を誤って支出したもの、二重に支払ったものがあり、後日返納していた。

（3）契約関係

- ア 委託契約において、再委託の際には書面による承認を行うとされていたが、行っていないものがあった。
- イ 委託契約において、契約書に収入印紙を貼付させていないものや額が誤った収入印紙を貼付させているものがあった。
- ウ 委託契約において、仕様書と報告書の内容が相違しているものがあった。
- エ 委託契約において、契約保証金の免除要件を満たしていないにもかかわらず免除しているものや契約保証金の受領前に契約を締結しているものがあった。

（4）工事関係

- ア 契約書に工事請負契約約款を添付していないものがあった。
- イ 競争入札に付した工事請負契約において、契約保証金を免除しているものがあった。

（5）財産管理関係

- ア 備品の廃棄処分後に廃棄調書を作成しているものがあった。
- イ 新たに取得した備品について、備品台帳への登記が遅れているものや、金額を誤っているものがあった。
- ウ 改修工事を行った建物について、評価替を行っていないものがあった。

（6）その他

- ア 特殊勤務手当の算定を誤り、過少または過大支給となっているものがあった。
- イ 証拠書類を紛失しているものがあった。

4 重点事項の監査結果

主なものは、次のとおりである。

(1) 現金等の取扱いについて

- ア 領収した現金について、指定金融機関への払込みが遅れていたものがあつた。
- イ 納入通知書等により払い込んでいたため現金出納簿へ登記していないものがあつた。
- ウ 領収印の押印誤りがあつた。
- エ 郵便切手類について、出納簿への登記を適正に行っていないものがあつた。

(2) 内部統制制度の整備および運用状況について

- ア リスクの選定は適切に行われていた。
- イ 契約事務や支出事務等において、所属内での確認不足による軽微な誤りや手続の不備が見受けられた。
- ウ 出納員等による毎月の再照合を適正に行っていないものがあつた。

(3) 重要物品の管理および活用状況について

廃棄済の備品について、備品台帳への廃棄の登記をしていないものや、登記が遅れているものがあつた。

第3 監査の意見

令和3年度の監査を終了したことに伴い、次のとおり意見を付す。

- 1 収入事務、支出事務、財産管理事務を中心に軽微な誤りや基本的な手続の不備が多く認められただけでなく、前年度の監査において是正を求めたにもかかわらず、改善措置が講じられていないと認められる事項が複数見受けられたことは大変遺憾である。特に、以下の2点についての対応を検討されたい。
 - (1) 収入事務においては、行政財産の貸付により設置した自動販売機に係る電気料個人負担金の徴収誤りが多数見受けられたことから、改善策を検討されたい。
 - (2) 契約事務においては、契約書の添付書類に係る不備が多数見受けられたことから、全庁的にデジタル化を進めている中、契約書に添付する定型的な書類をペーパーレス化するなど、簡素化を検討されたい。
- 2 現金の取扱いについて、領収した現金の指定金融機関への払込みが遅れていたものなど事務処理が適正に行われていないものが見受けられた。

現金の取扱いに関する事務は、紛失や盗難等につながる可能性があり、特に厳正な管理が求められることから、その重要性を十分に認識し、複数職員による確認を徹底するなど、慎重かつ確実に行われたい。
- 3 地方公共団体の契約は一般競争入札が原則であり随意契約は例外であることを認識し、業務内容および範囲を精査して、競争性の確保に努められたい。

特に、機器やシステムの保守・点検業務においては、相手方が固定化する傾向が見られるが、特命随意契約においては見積価格等の妥当性について競争を通じた検証ができないことから、より慎重かつ厳正に取り扱われたい。
- 4 公用車による交通事故については、件数、損害賠償額、修繕費ともに昨年度と比較して増加した。

これらは、県民の県に対する信用を大きく失墜させるものである。県は交通安全を推進する立場であることを十分に認識し、職員一人ひとりが安全運転に対する意識をさらに高めるとともに、事故の未然防止に向けた対策を強化されたい。

5 内部統制について、各所属における重点取組事項に関しては概ね適正に実施されていたが、各所属において日常的モニタリングとして実施している自己点検については、複数の所属において手順や評価が適正でないものが見受けられた。内部統制の確保に向けてより一層の充実に努められたい。

6 物品管理については、受払に係る手続誤りや台帳への登記が適正でないものが複数見受けられたほか、一部の所属においては、重要物品について台帳に登記されているにもかかわらず所在が確認できないものが見受けられた。物品の受払の際は複数職員により確認を行うとともに、定期的に現物と備品台帳等との照合を行うなど、適正な管理に努められたい。

特に、重要物品のうち今後使用見込みがないものについては、状態を確認し、他の所属へ保管転換するなど有効活用に努められたい。さらに、今後の使用が見込めないものについては計画的な廃棄を検討されたい。